

議案第96号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第32条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,500	194,300	254,200	277,200	337,500
	2	164,800	196,300	256,400	279,300	340,000
	3	166,100	198,300	258,500	281,400	342,500
	4	167,400	200,300	260,500	283,500	345,000
	5	168,800	202,300	262,500	285,700	347,500
	6	170,300	204,400	264,600	287,800	349,700
	7	171,800	206,400	266,600	289,900	351,900
	8	173,400	208,400	268,700	292,000	354,100
	9	175,000	210,400	270,800	294,200	356,200
	10	176,700	212,400	272,900	296,600	358,300
	11	178,500	214,400	275,000	299,000	360,500
	12	180,400	216,400	277,100	301,400	362,700
	13	182,300	218,500	279,200	303,900	364,900
	14	184,200	220,500	281,300	306,300	367,100
	15	186,200	222,500	283,400	308,800	369,300
	16	188,200	224,500	285,500	311,300	371,500
	17	190,300	226,600	287,600	313,800	373,600
	18	192,600	228,900	290,000	316,000	375,800
	19	194,900	231,100	292,500	318,200	377,900
	20	197,200	233,300	294,900	320,300	380,000
	21	199,500	235,400	297,300	322,400	382,000
	22	200,700	237,500	299,600	324,500	384,100
	23	201,900	239,500	301,800	326,700	386,100
	24	203,100	241,500	304,000	328,900	388,100
	25	204,200	243,400	306,100	331,000	390,100
	26	205,400	245,400	308,300	333,100	392,100
	27	206,600	247,400	310,500	335,300	394,000
	28	207,800	249,300	312,600	337,500	395,900
	29	209,000	251,200	314,600	339,600	397,800
	30	210,200	253,100	316,600	341,800	399,700
	31	211,400	255,100	318,700	343,900	401,600
	32	212,600	257,100	320,700	346,100	403,500
	33	213,800	259,000	322,700	348,200	405,400
	34	215,100	261,000	324,700	350,300	407,300
	35	216,500	262,900	326,800	352,500	409,200
	36	217,800	264,800	328,800	354,600	411,000
	37	219,100	266,700	330,800	356,800	412,800
	38	220,500	268,600	332,800	359,000	414,700
	39	221,800	270,500	334,900	361,100	416,500
	40	223,100	272,500	336,900	363,200	418,300
	41	224,500	274,400	338,900	365,200	420,100
	42	226,100	276,400	341,000	367,100	421,900
	43	227,800	278,300	343,000	369,100	423,700
	44	229,500	280,200	345,000	371,000	425,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	231,200	282,100	347,000	373,000	427,300
46	232,600	284,000	349,000	375,000	429,000
47	234,000	285,900	351,000	376,900	430,700
48	235,400	287,800	353,000	378,800	432,400
49	236,800	289,800	354,900	380,600	434,100
50	238,200	291,700	356,800	382,500	435,800
51	239,600	293,600	358,700	384,400	437,400
52	241,000	295,500	360,600	386,200	439,000
53	242,400	297,400	362,400	388,100	440,500
54	243,800	299,300	364,200	389,900	442,000
55	245,200	301,200	366,100	391,600	443,500
56	246,500	303,100	367,900	393,400	445,000
57	247,800	305,000	369,700	395,200	446,400
58	249,100	306,900	371,400	396,900	447,800
59	250,400	308,800	373,100	398,500	449,200
60	251,700	310,700	374,800	400,100	450,600
61	252,900	312,600	376,400	401,600	451,900
62	254,100	314,500	377,900	403,100	453,200
63	255,300	316,400	379,400	404,700	454,400
64	256,600	318,200	380,800	406,300	455,500
65	257,900	320,000	382,100	407,800	456,500
66	259,200	321,800	383,400	409,200	457,500
67	260,400	323,600	384,600	410,700	458,400
68	261,600	325,400	385,800	412,100	459,300
69	262,800	327,100	386,900	413,400	460,200
70	264,000	328,800	388,100	414,600	461,100
71	265,200	330,400	389,200	415,800	461,900
72	266,500	332,000	390,300	417,100	462,600
73	267,700	333,600	391,300	418,300	463,300
74	269,000	335,200	392,200	419,400	463,900
75	270,200	336,800	393,100	420,600	464,500
76	271,400	338,400	393,900	421,700	465,000
77	272,600	339,900	394,600	422,700	465,500
78	273,800	341,400	395,200	423,700	466,000
79	275,000	342,800	395,700	424,700	466,500
80	276,200	344,100	396,200	425,700	467,000
81	277,400	345,400	396,700	426,700	467,500
82	278,600	346,700	397,200	427,600	468,000
83	279,800	348,000	397,600	428,500	468,500
84	280,900	349,300	398,000	429,300	469,000
85	282,100	350,500	398,300	430,000	469,500
86	283,300	351,600	398,700	430,500	470,000
87	284,400	352,600	399,100	430,900	470,500
88	285,500	353,600	399,500	431,300	471,000
89	286,600	354,500	399,900	431,700	471,500
90	287,700	355,400	400,300	432,200	472,000
91	288,800	356,200	400,700	432,600	472,500
92	289,800	357,000	401,100	433,000	473,000

93	290,800	357,700	401,500	433,300	473,500
94	291,800	358,300	401,900	433,700	474,000
95	292,800	358,900	402,300	434,100	474,500
96	293,800	359,500	402,700	434,500	475,000
97	294,800	360,100	403,100	434,900	475,500
98	295,800	360,700	403,500	435,300	476,000
99	296,700	361,200	403,900	435,700	476,500
100	297,600	361,700	404,300	436,100	477,000
101	298,500	362,100	404,700	436,500	477,500
102	299,400	362,600	405,100	436,900	
103	300,300	363,100	405,500	437,300	
104	301,200	363,600	405,900	437,700	
105	302,000	364,100	406,300	438,100	
106	302,800	364,500	406,700	438,500	
107	303,500	364,900	407,100	438,900	
108	304,200	365,300	407,500	439,300	
109	304,900	365,700	407,800	439,700	
110	305,500	366,100	408,200	440,100	
111	306,100	366,400	408,500	440,500	
112	306,700	366,700	408,900	440,900	
113	307,200	367,000	409,300	441,300	
114	307,700	367,400	409,700	441,700	
115	308,200	367,700	410,100	442,100	
116	308,700	368,000	410,500	442,500	
117	309,100	368,300	410,800	442,900	
118	309,600	368,700	411,200	443,300	
119	310,100	369,000	411,500	443,700	
120	310,600	369,300	411,900	444,100	
121	311,000	369,600	412,300	444,500	
122	311,400	370,000	412,700	444,900	
123	311,800	370,300	413,000	445,300	
124	312,200	370,600	413,400	445,700	
125	312,600	370,900	413,800	446,100	
126	313,000	371,300	414,200	446,500	
127	313,300	371,600	414,600	446,900	
128	313,600	371,900	415,000	447,300	
129	313,900	372,200	415,300	447,700	
130	314,300	372,600	415,700	448,100	
131	314,600	372,900	416,100	448,500	
132	314,900	373,200	416,500	448,900	
133	315,200	373,500	416,800	449,300	
134	315,500	373,900	417,200		
135	315,900	374,200	417,600		
136	316,200	374,500	418,000		
137	316,500	374,800	418,300		
138	316,900	375,200	418,700		
139	317,200	375,500	419,100		
140	317,500	375,800	419,400		

	141	317,800	376,100	419,700		
	142	318,200	376,400	420,100		
	143	318,500	376,700	420,500		
	144	318,800	377,000	420,800		
	145	319,100	377,300	421,100		
	146	319,500	377,600	421,500		
	147	319,800	377,900	421,900		
	148	320,100	378,200	422,200		
	149	320,400	378,500	422,500		
	150	320,800	378,800			
	151	321,100	379,100			
	152	321,400	379,400			
	153	321,700	379,700			
	154	322,000	380,000			
	155	322,300	380,300			
	156	322,600	380,600			
	157	322,900	380,900			
	158	323,200	381,200			
	159	323,500	381,500			
	160	323,800	381,800			
	161	324,100	382,100			
	162	324,400	382,400			
	163	324,700	382,700			
	164	325,000	383,000			
	165	325,300	383,300			
	166	325,600	383,600			
	167	325,900	383,900			
	168	326,200	384,200			
	169	326,500	384,500			
	170		384,800			
	171		385,100			
	172		385,400			
	173		385,700			
	174		386,000			
	175		386,300			
	176		386,600			
	177		386,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		220,200	258,700	277,200	295,200	325,600

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第32条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和5年12月1日
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(3,569円、0.88%)を解消するため、給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.075	2.275	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.20	1.075	2.275	1.20	<u>1.175</u>	<u>2.375</u>	1.20	<u>1.125</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.40	2.15	4.55	2.40	<u>2.25</u>	<u>4.65</u>	2.40	2.25	4.65
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.00	1.275	2.275	1.00	1.275	2.275	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	12月期	1.00	1.275	2.275	<u>1.05</u>	<u>1.325</u>	<u>2.375</u>	<u>1.025</u>	<u>1.30</u>	<u>2.325</u>
	合計	2.00	2.55	4.55	<u>2.05</u>	<u>2.60</u>	<u>4.65</u>	2.05	2.60	4.65
	定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.675	0.525	1.20	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>
12月期	0.675	0.525	1.20	0.675	<u>0.575</u>	<u>1.25</u>	0.675	<u>0.55</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.35	1.05	2.40	1.35	<u>1.10</u>	<u>2.45</u>	1.35	1.10	2.45	
定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和5年度の支給月数)			第2条による改正 (令和6年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.575	0.625	1.20	0.575	0.625	1.20	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
12月期	0.575	0.625	1.20	<u>0.60</u>	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	<u>0.5875</u>	<u>0.6375</u>	<u>1.225</u>	
合計	1.15	1.25	2.40	<u>1.175</u>	<u>1.275</u>	<u>2.45</u>	1.175	1.275	2.45	
施行期日等	<p>1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>									